



平成27年度予算案を一部修正のうえ可決 予算総額 3兆9,958億円

大阪市会は、2・3月定例会を2月13日から3月18日まで開き、おもに平成27年度予算案及び予算関連案件を審議しました。

予算案及び予算関連案件については、2月24日の本会議において市長から説明を受け、それぞれの議案を所管別に6つの常任委員会に付託し、審査を行いました。3月12日の本会議において、市長から「平成27年度大阪市一般会計予算の一部修正の承諾を求めることについて」の提案を受け、これを承諾し、同日、修正内容を含めて委員会審査を行い、13日の本会議において、「平成27年度大阪市一般会計予算」については修正可決のうえ附帯決議を付すことに決しました。また、水道事業の経営形態の見直しに関する議案について否決し、その他の予算案等は原案どおり可決しました。

また、3月13日の本会議において、大阪市を5つの特別区に分割する「特別区設置協定書の承認について」を承認したことを受け、同日、市長から特別区設置の是非を問う住民投票の関連経費として平成26年度及び平成27年度の一般会計補正予算案が提案されたため、会期を5日間延長し、18日の本会議においてこれらを可決のうえ附帯決議を付すことに決しました。

このほか、本定例会では、地下鉄・バス事業の民営化関連議案を再び否決したほか、議員報酬及び公務活動費の減額の特例措置の期間を延長するなどの条例改正案、公務活動費の領収書等を平成27年4月30日以降交付分から大阪市委務局ホームページで公開する条例改正案などを議決しました。

市会の動き

2/ 6(金)	招集告示[2・3月定例会]
13(金)	〈開会〉本会議(付託案件の市長説明など)
18(水)～20(金)	常任委員会(付託案件の審査など)
24(火)	本会議(付託案件の議決、予算案等・特別区設置協定書の市長説明など)
26(木)・27(金)	本会議(代表質問)
3/ 2(月)～6(金)	6常任委員会(予算案等に対する説明、質疑など)
9(月)	財政総務委員会(特別区設置協定書の審査)
12(木)	本会議(予算案等の一部修正の承諾など)
	6常任委員会(予算案等に対する態度決定など)
13(金)	本会議(予算案等・特別区設置協定書などの議決、補正予算案の市長説明、会期の延長など)
16(月)	財政総務委員会(補正予算案の審査)
18(水)	財政総務委員会(補正予算案に対する態度決定)
	本会議(補正予算案の議決)〈閉会〉

各会派の代表質問

2月26日、27日の本会議で各会派が行った、予算案などに対する代表質問のおもな内容を紹介します。



大阪維新の会
丹野 壮治 議員
～大阪都構想～

問 特別区になれば、住民の信託を受け、責任を負う公選区長が住民の声に耳を傾け施策を判断し、区議会で住民の立場から議決することで、住民自らが地域の施策を責任を持って決定できます。住民自治の充実、真の自治の実現には、都構想しかないと考えます。また、特別区設置に関して、サービス水準が低下するなどの根拠のない批判に対する市長のご所見をお伺いします。

答 今の大阪市の体制では、本来の市町村が行うべき仕事が非常におろそかになっています。市内に5名の公選区長と区議会議員を置き、当該地域の住民の皆さんの声を今よりも細かくくみ、きちんとした行政を行うべきです。住民サービスが低下するという批判がありますが、特別区設置協定書では特別区に適正に事務を引き継ぐとなっており、住民サービスが下がることは絶対にありません。

〔他の質問項目:地下鉄事業における運賃値下げ、子ども・子育て支援新制度、天王寺動物園の魅力向上、密集住宅街地整備の推進 など〕



公明党
明石 直樹 議員
～経済活性化対策～

問 消費喚起効果の高いプレミアム付商品券発行事業は、夏休みまでに実施するべきです。また、活力ある大阪を実現するには、世界から人・モノ・投資等呼び込み、中小企業等がビジネスチャンスを得るための支援が重要ですが、市長は大阪市としてのトッププロモーションをほとんど行っていません。今後どのように経済活性化対策に取り組んでいくのか、市長のご所見をお伺いします。

答 プレミアム付商品券については、国の緊急経済対策であり早期に実施する必要があるため、7月中の発行をめざしてまいります。また、経済活性化対策については、大阪府や大阪商工会議所ときちんと役割分担し、トッププロモーションは府知事に任せ、大阪市は、産業創造館においてきめ細やかな販路開拓サポートや相談対応を行うなど、中小企業支援策をしっかりやっていると認識しています。

〔他の質問項目:高齢者ボランティアポイント事業、産後ケア、保育所・幼稚園の保育料、中学校給食 など〕



自由民主党
北野 妙子 議員
～特別区設置協定書に関する問題～

問 特別区設置協定書では、府が実施する広域の事務事業経費は、市から移管した財源から捻出するとされていますが、これでは府が負担すべき経費を特別区の区民が負担し続けることとなります。また、市の過去の損失も全て特別区の財源で賄うため、区民の負担は減りません。特別区になれば区民の負担が軽減するとの市長の説明は事実と全く異なりますが、市長のご認識をお伺いします。

答 大阪市民の負担軽減については、まず、現在、大阪市が広域行政の仕事として使用している2,200億円程度の財源を特別会計として切り出し、その中で管理します。そして、二重行政となっている仕事をきちんと整理したうえで、仕事に見合った財源を府と特別区に配分します。そのうえで、特別会計で余った財源は、広域行政に使わなくなるので、特別区へ還元するという仕組みです。

〔他の質問項目:中学校給食、子ども・子育て支援新制度、経済対策、住民投票に向けた市民の理解状況 など〕



OSAKA みらい
福田 賢治 議員
～大阪市廃止・分割プラン～

問 特別区設置協定書は、今まで行われてきた議論の結果も尊重しておらず、デメリットがないはずがありません。市民にデメリットを正直に告げ、メリット・デメリットをきちんと比較したうえで判断を仰ぐのが本筋です。重大な選択を迫られる市民が正しく判断できるよう、この制度改革がもたらすデメリットについて、市長はどのように説明責任を果たすのかお聞きします。

答 都構想に反対の方々は効果がないと言いますが、財政シミュレーションによると17年間の活用可能財源額は特別区で2,700億円、大阪府移行分で1,300億円になります。また、重要なのはメリット・デメリット論ではなく、今の府市の体制と都構想のどちらがいいのかという選択です。原則は市長が住民に説明すればいいですが、反対会派の議員の方にデメリットを主張していただければと思います。

〔他の質問項目:学校図書館活用推進事業の充実、学校現場の負担軽減、中学校給食、子ども・子育て支援新制度 など〕



日本共産党
山中 智子 議員
～大阪市廃止・分割構想～

問 東区など3つの特別区の庁舎は、どこに建設するのか、また用地があるのか、全く明らかになっていません。町名も行政区の名前を残すのか残さないのか、決めないまま住民投票を行おうとしています。財政調整なども不明確なままです。これでは結局、白紙委任に等しいと言われても仕方がなく、今の特別区設置協定書のままでは、住民投票にかけられないのではないのでしょうか。

答 住民投票にかけられないのであれば、総務省から意見が付きまします。細かに定めなければいけない部分については、工程表に地名や庁舎の問題も含めて全部書いてありますので、工程表を見ていただきたいと思っています。特別区設置協定書は、霞が関の厳しい役所からのいろいろな指摘を全部クリアした大阪都構想の設計図であり、住民投票にかけられるに十分値するものです。

〔他の質問項目:なにわ筋線の鉄道建設、IR(カジノ)の誘致、介護保険料の値上げ、住吉市民病院〕



大阪維新の会
村上 栄二 議員
～分権型教育行政～

問 中之島の教育委員会だけでやっていたことを24の区役所も分担すれば、学校等の実情や課題を把握し、各校の取り組み実績を評価するといった工程管理をよりきめ細やかに行えるようになります。平成27年1月の「市長と教育委員の協議」において打ち出された分権型教育行政システムへの転換や、区担当教育次長をサポートする体制と権限について、市長のご所見をお伺いします。

答 分権型教育システムについては、市長と教育委員会、学校、区の役割を明確化することで、それぞれが責任をもって、目標の達成に向け取り組みを進めることができます。区担当教育次長については、区職員に教育委員会事務局の兼務を発令するなど区役所内にサポート体制を構築し、また限られた経費・資源を有効に活用して、学校や地域に有益なシステムとなるよう運用してもらいます。

〔他の質問項目:病児・病後児保育事業、築港・ベイエリア地区のにぎわい創出、バス事業の民営化、大阪戦略調整会議 など〕